

当社と株式会社東洋紡システムクリエートとの吸収合併  
に係る会社法第 801 条第 1 項に定める事後開示書面

東洋紡株式会社

## 目 次

1. 吸収合併の効力が生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）
2. （1）消滅会社における吸収合併をやめることの請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
  - （2）消滅会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
  - （3）消滅会社における新株予約権買取請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
  - （4）消滅会社における債権者の異議手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
3. （1）存続会社における吸収合併をやめることの請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
  - （2）存続会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
  - （3）存続会社における債権者の異議手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
4. 存続会社が吸収合併により消滅会社から承継した重要な権利義務  
（会社法施行規則第 200 条第 4 号）
5. 消滅会社の事前開示書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）
6. 変更登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

当社は、当社を存続会社、株式会社東洋紡システムクリエートを消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）に関し、会社法第 801 条第 1 項の定めに従い、本書面を当社本店に備置いたします。

1. 吸収合併の効力が生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2023 年 4 月 1 日

2. (1) 消滅会社における吸収合併をやめることの請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

当社は、消滅会社の発行済株式の全部を所有しておりますので、該当事項はありません。

(2) 消滅会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

当社は、消滅会社の発行済株式の全部を所有しておりますので、該当事項はありません。

(3) 消滅会社における新株予約権買取請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 消滅会社における債権者の異議手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 1 月 19 日付官報において、債権者に対し本件合併について異議申述公告を行うとともに、同日付で知れたる債権者に個別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. (1) 存続会社における吸収合併をやめることの請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

本件合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社株主が同法第 796 条の 2 の規定による本件合併をやめることの請求をすることはできません。

(2) 存続会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

本件合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社株主が同法第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求をすることはできません。

(3) 存続会社における債権者の異議手続きの経過

(会社法施行規則第 200 条第 3 号)

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定にもとづき、令和 5 年 1 月 19 日付官報および電子公告により、当社の債権者に対し、本件合併に関する事項を公告いたしました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 存続会社が吸収合併により消滅会社から承継した重要な権利義務

(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、2023 年 4 月 1 日をもって、消滅会社より、その資産、負債および権利義務の一切を承継しました。

5. 消滅会社の事前開示書面 (会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別添のとおりです。

6. 変更登記をした日 (会社法施行規則第 200 条第 6 号)

2023 年 4 月 4 日 (予定)

7. その他吸収合併に関する重要な事項 (会社法施行規則第 200 条第 7 号)

該当事項は、ありません。

以上

2023 年 4 月 3 日

大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号

東洋紡株式会社

代表取締役 竹内 郁 夫



別添（消滅会社の事前開示書面）



当社と東洋紡株式会社との吸収合併に係る  
会社法第 782 条第 1 項に定める事前開示書面

株式会社東洋紡システムクリエート

## 目 次

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）
4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）
5. 存続会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）
6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）



当社は、東洋紡株式会社を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、会社法第 782 条第 1 項の定めに従い、本書面を当社本店に備置します。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

契約の内容は、別添 1 の吸収合併契約書のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

本合併は、存続会社が当社の発行済株式の全部を所有していますので、本合併に際しては、当社の株主に対して存続会社の株式その他の資産の割当を行わず、また、本合併により存続会社の資本金および準備金は増加しません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

該当事項は、ありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項は、ありません。

5. 存続会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

(1) 別添 2 の計算書類等のとおりです。

(2) 存続会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無およびその内容

a. 保険金の受領

存続会社は、2020 年 9 月に同社犬山工場で発生した火災事故に係る保険金額が確定したため、2023 年 3 月期第 1 四半期会計期間において、「受取保険金」として 5,607 百万円を特別利益に計上しました。

b. 国内無担保普通社債の発行

存続会社は、2022 年 4 月 25 日開催の取締役会において、国内無担保普通社債の発行について包括決議を行いました。概要は以下のとおりです。

- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| ①発行総額 | 20,000 百万円以下。           |
|       | ただし、この範囲内で複数回の発行を妨げない。  |
| ②発行価額 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円  |
| ③利率   | 社債と同年限の日本国債流通利回り+1.0%以下 |

- ④払込期日 2022年4月26日から2023年3月31日まで。  
ただし、本期間中に募集がなされた場合は、払込期日が本  
期間後であっても含まれるものとする。
- ⑤償還期限 5年以上10年以内
- ⑥償還方法 満期一括償還。  
ただし、買入消却条項を付すことができる。
- ⑦資金使途 借入金返済資金、社債償還資金、有価証券の取得資金（M&  
Aによる株式取得資金を含む）、運転資金および設備資金
- ⑧特約条項 本社債について「担保提供制限条項」を付すものとする。
- ⑨その他 会社法第676条各号に掲げる事項およびその他社債発行に必  
要な一切の事項の決定は、上記の範囲内で財務部統括役員に  
一任することとする。

c. 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

存続会社は、2022年6月24日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株  
式報酬としての自己株式を処分しています(普通株式86,347株、処分価額の総  
額86,692,388円、払込期日2022年7月22日)。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

2022年3月31日現在における存続会社および当社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は、以下のとおりです。

存続会社	資産の額	447,112百万円
	負債の額	290,839百万円
	純資産の額	156,273百万円
当社	資産の額	2,083百万円
	負債の額	1,473百万円
	純資産の額	610百万円

本合併後における存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、存続会社の負担する債務は、本合併の効力発生日以降も履行の見込みには問題はないと判断しています。

以上

なお、本書面記載事項のうち、写しである書類については、原本の写しに相違ありません。

2023年1月19日

大阪市北区梅田一丁目13番1号

株式会社東洋紡システムクリエーター

代表取締役 芦田孝明



別添 1 (合併契約書)



## 合併契約書

東洋紡株式会社（以下、「甲」という。）と、株式会社東洋紡システムクリエート（以下、「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

- 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

甲：吸収合併存続会社

商号：東洋紡株式会社

住所：大阪市北区梅田一丁目13番1号

乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社東洋紡システムクリエート

住所：大阪市北区梅田一丁目13番1号

### 第2条（合併対価）

甲は、本合併に際して、一切の対価を交付しない。

### 第3条（資本金及び準備金）

甲は、本合併において、資本金及び準備金の額を変更しない。

### 第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2023年4月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

### 第5条（合併承認株主総会）

甲は会社法第796条第2項、乙は会社法第784条第1項の規定により、株主総会における本契約の承認を得ずに合併する。

### 第6条（会社財産の引継）

- 甲は、乙の2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において引き継ぐ。
2. 乙は、2022年4月1日から効力発生日の前日までの資産、負債及び権利義務の変動について、その内容を別に計算書を添付して甲に明示するものとする。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日の前日まで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理をするものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

第8条（従業員の処遇）

甲は、乙の従業員を効力発生日において、甲の従業員として引継ぐものとする。ただし、細目については、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

第9条（解散後の費用）

効力発生日において、乙の解散のために支出する費用は、すべて甲の負担とする。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めた事項のほか、本合併に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

第12条（主務官庁の許可）

本契約は、甲及び乙の適法な機関による承認決定並びに法令に定める関係官庁の承認を得られないときは、効力を失う。

本契約締結の証として本書1通を作成し、各当事者が署名又は記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙は写しを保管する。

2022年12月26日

甲 大阪市北区梅田一丁目13番1号  
東洋紡株式会社  
代表取締役社長 竹内郁夫



乙 大阪市北区梅田一丁目13番1号  
株式会社東洋紡システムクリエート  
代表取締役社長 芦田孝明



別添 2 (存続会社の計算書類等)

事業報告

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告書





第164期

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

事 業 報 告

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

会計監査人の監査報告書

監査役会の監査報告書

東 洋 紡 株 式 会 社

(添付書類)

**事業報告**  
(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

**I. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項**

**1. 事業の経過およびその成果**

当連結会計年度（以下、「当年度」といいます。）における当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増減を繰り返すなか、ワクチン接種の進展や財政・金融政策により、経済活動は徐々に回復しました。しかし、近時では、ウクライナ情勢の影響を受けて、原燃料価格のこれまで以上の高騰や材料供給の逼迫がみられ、インフレ圧力が高まる状況にあります。国内においては、年度末にかけて新型コロナウイルス変異株による感染者数がピークアウトしたものの、原燃料価格の高止まり、自動車産業での半導体不足や部品供給網の混乱が長期化する懸念が強まっています。

こうした事業環境のもと、液晶偏光子保護フィルム“コスモシャインSRF”が新ラインの稼働により販売を伸ばしたほか、PCR検査用原料や試薬の販売も堅調に推移しました。一方で、包装用フィルムをはじめ、エンジニアリングプラスチック、エアバッグ用基布、ポリエステル短繊維や長繊維不織布スパンボンドなどでは、原料価格高騰の影響を受けました。

また、財務面では、資産の効率化および財務体質の健全化を図るため、当社グループが保有する投資有価証券を一部処分し、売却益65億29百万円を特別利益に計上しました。一方、医薬品製造受託事業における事業用資産、衣料繊維事業における休止予定資産、および高耐熱性ポリイミドフィルムを製造販売する当社子会社（ゼノマックスジャパン株式会社）の事業用資産に関して、減損損失93億62百万円を特別損失に計上しました。

以上の結果、当年度の売上高は、3,757億20百万円と前年度比11.4%の増収、営業利益は、284億30百万円と前年度比6.6%の増益、経常利益は、230億92百万円と前年度比11.5%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、128億65百万円と前年度比206.2%の増益となりました。

### (1) 事業区分別の概況

事業区分別の概況は、次のとおりです。



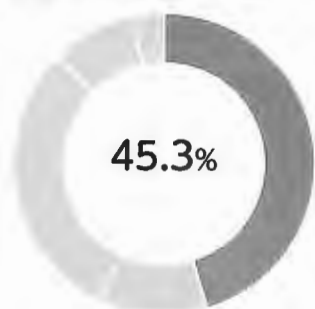
当セグメントは、工業用フィルムが堅調に推移しましたが、原料価格高騰の影響を受けた結果、増収減益となりました。

フィルム事業では、包装用フィルムは、巣ごもり需要が継続しましたが、前年度の火災事故による販売減少や原料価格高騰の影響を受け苦戦しました。工業用フィルムは、液晶偏光子保護フィルム“コスモシャインSRF”が、新ラインの稼働により販売を伸ばしました。セラミックコンデンサ用離型フィルム“コスモピール”は、新ラインの稼働により、年度

前半は堅調に推移しましたが、年度後半の市場環境の変化により販売は伸び悩みました。

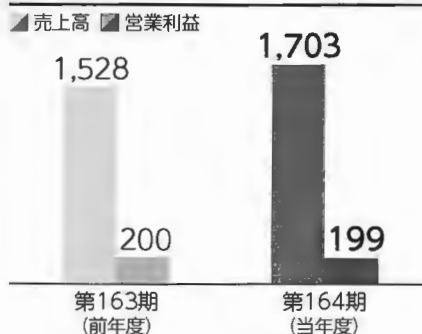
機能マテリアル事業では、工業用接着剤“バイロン”は、エレクトロニクス用途の販売が堅調に推移したものの、原料価格高騰の影響を受けました。また、水現像型感光性印刷版用途の光機能材料は、中国・北米・欧州向けに販売を伸ばしました。

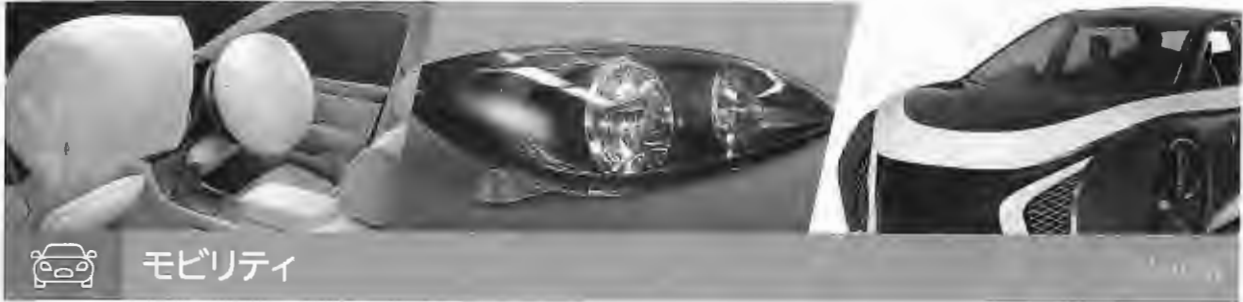
#### 売上高構成比



#### 売上高・営業利益

(億円)





当セグメントは、前年度に対して販売は回復しましたが、原料価格の高騰、半導体不足などによる自動車減産の影響を受けた結果、増収減益となりました。

エンジニアリングプラスチックは、海外は、中国、米国、タイの販売が堅調に推移したことに加え、原料価格高騰に対して販売

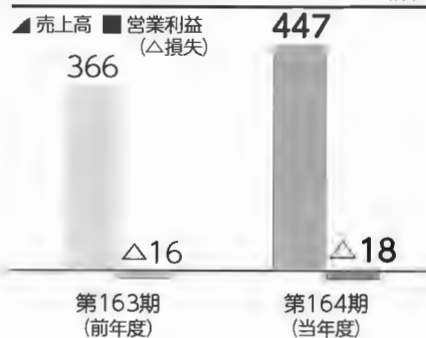
価格改定が進みました。一方、国内は、販売価格改定が追いつかず、年度後半は自動車減産の影響を受けました。

エアバッグ用基布は、原料価格高騰に対して販売価格改定が追いつかず、苦戦しました。

### 売上高構成比



### 売上高・営業利益 (億円)





当セグメントは、経済活動の復調に伴い一部で需要が回復したものの、原料価格高騰の影響を強く受けた結果、増収減益となりました。

環境ソリューション事業では、溶剤を回収するVOC処理装置が、リチウムイオン電池市場の拡大に伴い回復基調にあるものの、前年度の海外での営業活動の停滞により受注が減少し、苦戦しました。

不織布事業では、長繊維不織布スパンボンドは、建材用途で回復しましたが、自動車減産と原料価格高騰の影響を受けました。機能フィルターは、マスク向けの販売が減少しま

した。

繊維機能材事業のスーパー繊維では、“イザナス”が釣糸用途やロープ用途で堅調に推移し、また、“ザイロン”も自転車タイヤ用途や消防服用途の需要が回復し、それぞれ販売を伸ばしました。一方、ポリエステル短繊維、機能性クッション材“ブレスエアー”は、原料価格高騰の影響を受けました。

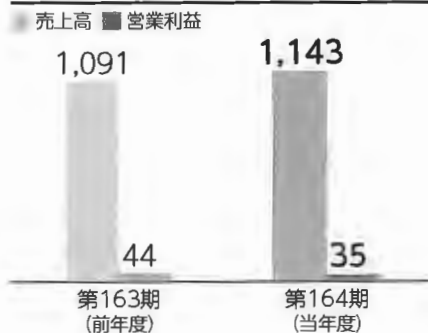
衣料繊維事業では、中東向け特化生地は、円安により輸出採算が好転し、インナー用途も市況が回復したものの、スポーツ用途は店頭販売が振るわず、ユニフォーム用途は企業向けが低調でした。

売上高構成比



売上高・営業利益

(億円)





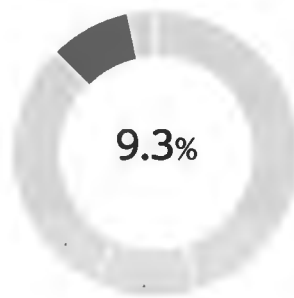
当セグメントは、PCR検査需要が底堅く、増収増益となりました。

バイオ事業では、PCR検査用原料・試薬、遺伝子検査装置・診断薬の販売が拡大しました。

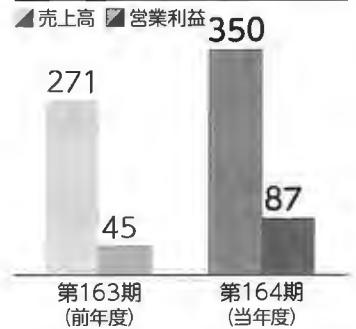
医薬品製造受託事業は、FDA\*対応のため、操業度を下げたことが影響し低調でした。

メディカル事業では、人工腎臓用中空糸膜、ウイルス除去フィルターの販売が堅調に推移しました。

売上高構成比



売上高・営業利益 (億円)



不動産・その他

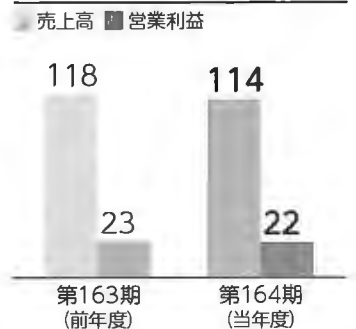
Real Estate & Others

当セグメントは、不動産、エンジニアリング、情報処理サービス、物流サービス等の各インフラ事業で、それぞれ概ね計画どおりに推移しました。

売上高構成比



売上高・営業利益 (億円)



\*Food and Drug Administration (アメリカ食品医薬品局)

(当年度営業利益 消去または全社△40億円)

## (2) 事業区分別売上高

区 分	売 上 高	構 成 比	前年度比増減率
フィルム・機能マテリアル	1,703億円	45.3%	11.4%
モビリティ	447	11.9	22.3
生活・環境	1,143	30.4	4.7
ライフサイエンス	350	9.3	29.2
不動産	40	1.1	△0.1
その他	74	2.0	△4.9
合 計	3,757	100.0	11.4

### 2. 設備投資等の状況

当年度には、二軸延伸ポリプロピレンフィルム（OPPフィルム）の生産設備新設のほか、総額336億円の設備投資を行いました。

### 3. 資金調達の状況

当年度の所要資金は、自己資金および借入金等により充当しました。

### 4. 重要な組織再編等の状況

該当事項は、ありません。

### 5. 対処すべき課題

当社グループは、創業者である渋沢栄一が座右の銘の1つとしていた『順理則裕』を企業理念としています。『順理則裕』とは、「なすべきことをする、なすべからざることはしない。順理を貫くことで、世の中をゆたかにし、自らも成長する。」という会社の創業精神です。いわゆるCSV<sup>\*1</sup>の考え方を当社グループは創業当時から受け継いできました。

2022年度からは「2025中期経営計画 サステナブル・グロースへの変革」（2022～2025年度）がスタートします。経営方針「持続的な成長に向けて、経営基盤を作り直す」に従い、以下の4つの施策を中心に企業価値向上への取組みを進めていきます。

### (1) 安全・防災・品質の徹底

安全・防災については、現場総点検、防災総点検、老朽設備更新、安全防災研修の充実などを内容とする「安全・防災マスタープラン」を実行し、「ゼロ災」をめざします。また、品質については、人員・体制の強化、しくみづくり・システム導入、品質保証研修の充実などにより品質保証マネジメント体制の再構築に取り組みます。安全・防災・品質をはじめとするリスクの把握、回避・低減、適切な対応を可能にするため、リスクマップの作成、モニタリングシステムの拡充、グループ会社のガバナンス整備など、グループ全体にわたってリスクマネジメント体制のさらなる強化を推進します。

### (2) 事業ポートフォリオの組替え

重点事業を拡大し、グローバル規模でシェアを伸ばすため、収益性（使用資本営業利益率）と成長性の2つの軸で各事業を評価し、「重点拡大事業」「安定収益事業」「要改善事業」「新規育成事業」に層別し、事業運営します。当社グループに優位性があり、市場拡大が見込める事業には、中長期の成長拡大をめざして積極的な設備投資を行います。特に、フィルム、ライフサイエンス、環境を軸に成長投資を進めます。一方、「要改善事業」については対策を進め、グループ全体の資産効率の向上を図ります。

### (3) 未来への仕込み

その時代に求められる最先端の技術と製品を提供し、トップランナーの地位を確立することをめざし、全社横断の「みらいプロジェクト」などの取組みを通じ、環境、ヘルスケア、デジタル社会などの分野において、新規事業領域を探索・育成します。

また、当社グループでは、地球温暖化・気候変動を事業継続に関わる大きなリスクの1つと認識し、2050年度までにカーボンニュートラルを実現すべく、自社活動によるGHG<sup>\*2</sup>排出量（Scope1,Scope2）のネットゼロ達成を目標に掲げています。この目標達成に向けて、「CN<sup>\*3</sup>戦略検討クロスファンクショナルチーム」を立ち上げ、I C P<sup>\*4</sup>制度の導入、自家火力発電所の更新・燃料転換、再生可能エネルギーの導入などを進めます。

さらに、DXとして、スマートファクトリー<sup>\*5</sup>化、マテリアルズ・インフォマティクス<sup>\*6</sup>、S F A<sup>\*7</sup>活用を推進します。



#### (4) 土台の再構築

以下の取組みを通じて、当社グループが持続的に成長していくために必要な基盤、土台を再構築します。

- ① 人材育成、働き方改革、ダイバーシティ推進  
人事制度改革、次世代経営人材、女性活躍推進（女性リーダー育成）、健康経営の推進など
- ② モノづくり現場力  
生産革新活動、エンジニアリング教育の体系化
- ③ 事業基盤の整備  
レガシーシステムの更新、全社・事業所拠点構想の検討
- ④ ガバナンス・コンプライアンス  
ガバナンス体制の再構築、コンプライアンスの徹底、内部監査機能の強化
- ⑤ 組織風土改革  
企業理念体系P V V sの浸透、まじめな雑談

当社グループは、このような課題に取り組み、事業を通じて社会課題の解決に貢献し、従業員が誇りとやりがいをもって働き続けられる会社、持続的に成長できるサステナブルな会社をめざしていきます。

\*<sup>1</sup> Creating Shared Value（社会課題の解決に貢献するとともに、経済的価値の向上を図り、企業価値を高める、という考え方）

\*<sup>2</sup> Greenhouse Gas（温室効果ガス）

\*<sup>3</sup> Carbon-Neutral（GHG排出量と吸収量を均衡させて、排出量を実質ゼロにすること）

\*<sup>4</sup> Internal Carbon Pricing（社内炭素価格）

\*<sup>5</sup> I o TやA Iなどの先進技術を用いてデータ活用・分析を行い、製造プロセスの改善や稼働の効率化を実現する工場

\*<sup>6</sup> ビッグデータ、A I、機械学習などのデジタル技術の活用により、材料開発の効率を向上させる取組み

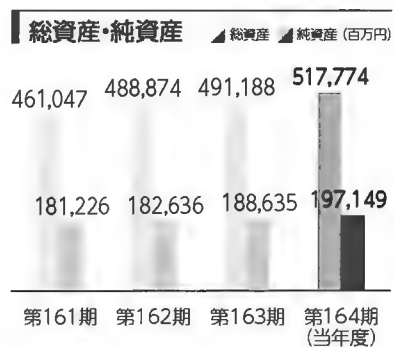
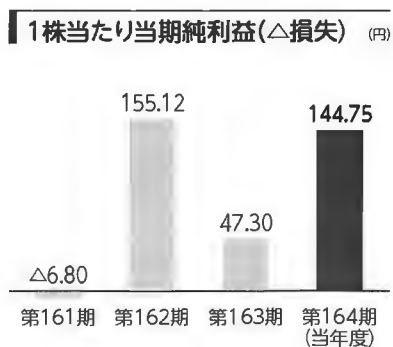
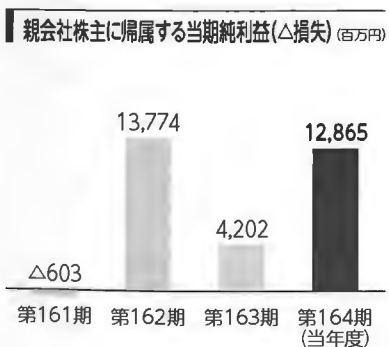
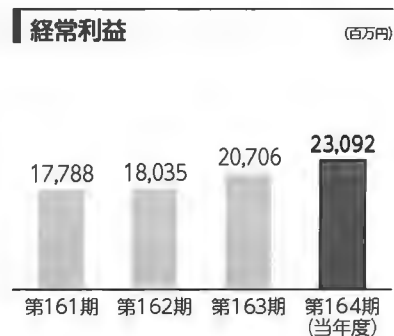
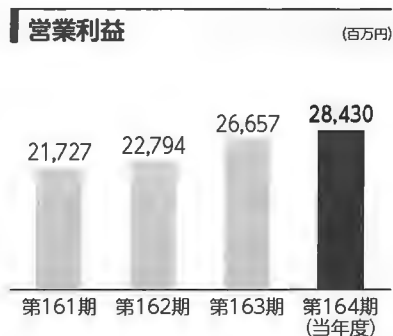
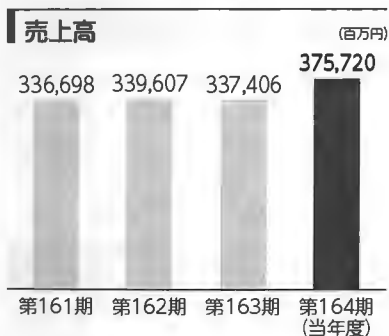
\*<sup>7</sup> Sales Force Automation（営業支援システム）

## 6. 当社グループの財産および損益の状況の推移

区分	連結会計年度	第161期	第162期	第163期	第164期
		自2018年4月 至2019年3月	自2019年4月 至2020年3月	自2020年4月 至2021年3月	自2021年4月 至2022年3月
売上高 (百万円)		336,698	339,607	337,406	375,720
営業利益 (百万円)		21,727	22,794	26,657	28,430
経常利益 (百万円)		17,788	18,035	20,706	23,092
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△損失) (百万円)		△603	13,774	4,202	12,865
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)		△6.80	155.12	47.30	144.75
総資産 (百万円)		461,047	488,874	491,188	517,774
純資産 (百万円)		181,226	182,636	188,635	197,149

(注) 1. 1株当たり当期純利益 (△損失) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しています。

2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第164期の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



## 7. 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
日本エクスラン工業株式会社	3,000	80.0	アクリル繊維の製造・販売
東洋紡 S T C 株式会社	2,500	100.0	フィルム、機能樹脂、産業マテリアル関連製品の販売、衣料繊維の開発・販売
呉羽 テック 株式会社	400	100.0	不織布の製造・販売
東洋紡エンジニアリング株式会社	120	100.0	建物、機械の設計・施工
東洋紡不動産株式会社	100	100.0	不動産の売買・賃貸
御幸毛織株式会社	100	100.0	紳士服地の製造・販売
東洋クロス株式会社	100	100.0	クロス、ビニルレザー、合成皮革等の製造・販売

(注) 重要な子会社の状況に記載した7社を含み、連結子会社は51社、持分法適用会社は6社です。

## 8. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

区分	主要製品
フィルム・機能マテリアル	包装用フィルム、工業用フィルム、工業用接着剤、光機能材料等
モビリティ	エンジニアリングプラスチック、エアバッグ用基布等
生活・環境	アクア膜、機能フィルター、スーパー繊維、不織布、機能衣料、アパレル製品、衣料テキスタイル、衣料ファイバー等
ライフサイエンス	診断薬用酵素等のバイオ製品、医薬品、医用膜、医療機器等
不動産	不動産の賃貸・管理等
その他	建物、機械等の設計・施工、情報処理サービス、物流サービス等

## 9. 主要な営業所および工場（2022年3月31日現在）

### (1) 当社

本 社	大阪市
支 社	東京支社（東京都中央区）・名古屋支社（名古屋市）
工 場	敦賀事業所（福井県敦賀市）・岩国事業所（山口県岩国市）・富山事業所（富山県射水市）・犬山工場（愛知県犬山市）・宇都宮工場（宇都宮市）・高砂工場（兵庫県高砂市）
研 究 所	総合研究所（大津市）

### (2) 子会社

日本エクスラン工業株式会社	本社（大阪市）・西大寺工場（岡山市）
東洋紡STC株式会社	本社（大阪市）
呉羽テック株式会社	本社工場（滋賀県栗東市）
東洋紡エンジニアリング株式会社	本社（大阪市）
東洋紡不動産株式会社	本社（大阪市）
御幸毛織株式会社	本社（名古屋市）
東洋クロス株式会社	本店・樽井事業所（大阪府泉南市）

## 10. 当社グループおよび当社の従業員の状況（2022年3月31日現在）

	従業員数	前年度末比増減
当社グループ	10,503名	354名増
当 社	3,831名	466名増

（注）当社の従業員数は出向者を除いた就業人員です。

## 11. 当社グループの主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	24,486百万円
株式会社三井住友銀行	20,163
株式会社三菱UFJ銀行	18,418
三井住友信託銀行株式会社	6,243
農林中央金庫	5,200
日本生命保険相互会社	4,400

## 12. その他当社グループの現況に関する重要な事項

### (1) 機能素材に係る事業の会社分割（簡易吸収分割）および三菱商事株式会社との合併会社設立に関する契約締結について

当社は、2022年3月24日開催の取締役会決議により、三菱商事株式会社（本社 東京都千代田区、以下、「三菱商事」といいます。）との間で、当社の機能素材の事業競争力を高め、グローバルにソリューションを提供し続けることをめざす新たな合併会社（以下、「新会社」といいます。）の設立および事業開始に関する契約（以下、「本契約」といいます。）を締結しました。本契約は、当社が新会社を設立したうえで、当社事業の一部を吸収分割により分割し（以下、「本分割」といいます。）、三菱商事が新会社へ出資（以下、「本出資」といいます。）することを主な内容とするものです。

今後、本分割および本出資にあたり、両社間による詳細な検討を経て、当社を分割会社、新会社を承継会社とする吸収分割契約、および両社間による株主間契約の締結等を予定しています。

なお、本分割の対象となる事業は以下のとおりであり、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当します。

#### （本分割の対象となる事業）

国内外の機能素材の企画、開発、製造および販売に関する事業（重合開発営業、バイロン・ハードレン、光機能材料、ファインケミカル、エンジニアリングプラスチック、アクア膜、環境ソリューション装置、AC製品、AC材料、спанボンド、生活資材およびスーパー繊維に関する事業）ならびに当該各事業に附帯関連する事業

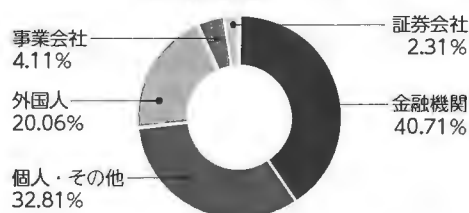
### (2) 本社移転について

当社は、2022年4月1日付をもって、本社を大阪市北区梅田一丁目13番1号に移転しました。

## II. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 200,000,000株
2. 発行済株式の総数 89,048,792株  
(自己株式152,550株を含む)
3. 株主数 63,059名
4. 大株主 (上位10名)

所有者別株式分布状況  
(保有株式数ベース)



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,613千株	17.56%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,401	8.33
全国共済農業協同組合連合会	3,558	4.00
東洋紡従業員持株会	2,049	2.31
東友会	1,861	2.09
日本生命保険相互会社	1,750	1.97
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,436	1.62
明治安田生命保険相互会社	1,402	1.58
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,203	1.35
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	1,115	1.26

(注) 持株比率は、自己株式 (152,550株) を控除して計算しています。

### 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者
取締役 (社外取締役を除く。)	23,306株	7名

(注) 1. 上記のほか、当社執行役員14名に29,318株を交付しています。  
2. 社外取締役および監査役には交付していません。

## III. 会社の新株予約権等に関する事項 (2022年3月31日現在)

該当事項は、ありません。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長	樽原 誠 慈	
代表取締役社長 (社長執行役員)	竹内 郁 夫	内部監査部、カエルプロジェクト推進部、サステナビリティ推進部の統括
代表取締役 (専務執行役員)	森重 地 加 男	社長執行役員の補佐。安全・保安防災推進本部長、フィルム・機能マテリアルソリューション本部長
取締 役 (常務執行役員)	大内 裕	ライフサイエンスソリューション本部長
取締 役 (常務執行役員)	大槻 弘 志	管理部門の統括。カエルプロジェクト推進部の担当
取締 役 (執行役員)	荒木 良 夫	品質保証本部長。生産技術革新部門の統括
取締 役 (執行役員)	白井 正 勝	HR・コーポレートコミュニケーション部門の統括。内部監査部の担当
取締 役	中村 勝	
取締 役	磯貝 恭 史	
取締 役	桜木 君 枝	会津大学大学院特任教授 いすゞ自動車株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社熊谷組社外取締役
取締 役	播磨 政 明	伏見町法律事務所弁護士 石原産業株式会社社外監査役 大阪府公害審査会会長、堺市監査委員
監査役 (常勤)	飯塚 康 広	
監査役 (常勤)	田保 高 幸	
監 査 役	杉本 宏 之	公認会計士 (杉本公認会計士事務所代表) サカティンクス株式会社社外監査役
監 査 役	入江 昭 彦	大阪ガス都市開発株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 中村 勝、磯貝 恭史、桜木 君枝および播磨 政明の各氏は、社外取締役です。  
 2. 監査役 杉本 宏之および入江 昭彦の両氏は、社外監査役です。  
 3. 監査役 田保 高幸氏は、当社で長年の経理部門の経験があり、また、監査役 杉本 宏之氏は、公認会計士であり、両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。  
 4. 取締役 森重 地加男および大内 裕の両氏ならびに監査役 田保 高幸および入江 昭彦の両氏は、2021年6月24日開催の第163回定時株主総会において選任され就任しました。  
 5. 取締役 渡邊 賢氏ならびに監査役 永田 種昭および竹中 史郎の両氏は、2021年6月24日開催の第163回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しました。

6. 当社は、取締役 中村 勝、磯貝 恭史、桜木 君枝および播磨 政明の各氏ならびに監査役 杉本 宏之および入江 昭彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。
7. 社外役員の重要な兼職先と当社との間に、特別な関係はありません。

## 2. 取締役および監査役の報酬等

### (1) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等 (譲渡制限付株式報酬)	
	百万円	百万円	百万円	百万円	名
取 締 役 (うち社外取締役)	422 (41)	310 (41)	82 (-)	30 (-)	12 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	69 (17)	69 (17)	- (-)	- (-)	6 (3)
合 計 (うち社外役員)	491 (59)	379 (59)	82 (-)	30 (-)	18 (7)

- (注) 1. 上記には、2021年6月24日開催の第163回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役2名を含んでいます。
2. 基本報酬は、取締役の役位別報酬および執行役員の役位別報酬の定額部分の合計額です。
  3. 譲渡制限付株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しています。
  4. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。

### (2) 業績連動報酬等に関する事項

- ① 取締役（社外取締役を除きます。）に対し適切な動機づけとなるように、報酬の一部については前年度の全社業績評価および担当部門業績評価を反映させる設計としています。
- ② 全社業績評価の業績指標（以下、「KPI」といいます。）は、主要な経営指標で2018年中期経営計画のKPIでもある連結営業利益を採用しています。具体的な目標設定額や達成度合いに応じて算出するための計算式については、取締役会が、委員の過半数を独立性の高い社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会に原案を提示のうえ諮問し、その答申を踏まえ決定しています。また、担当部門業績評価については、営業利益やROAの改善度など各部門業績を総合的に勘案し決定しています。
- ③ 全社業績評価のKPIである連結営業利益の推移については、「I. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項 6. 当社グループの財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。



### (3) 非金銭報酬等の内容

- ① 取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し適切な動機づけとなるように、また、株主との一層の価値共有を推進するため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。
- ② 当社は、対象取締役に対し、報酬の一部として年1回、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し、対象取締役がその報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで当社普通株式を取得します。
- ③ 当社普通株式の1株当たりの払込金額は、報酬債権の額を決定する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値とします。
- ④ 対象取締役が取得する普通株式の譲渡制限期間は、払込期日から30年間です。
- ⑤ 対象取締役が譲渡制限期間の満了前に、取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役その他の一定の地位を退任した場合、付与した譲渡制限付株式の全部または一部について譲渡制限を解除できるものとし、解除する譲渡制限付株式の数および解除時期を合理的に調整します。
- ⑥ 対象取締役が譲渡制限期間の満了前に、取締役会が正当と認める理由以外の理由により、当社の取締役その他の一定の地位を退任した場合等、一定の事由に該当した場合には、当社は、付与した譲渡制限付株式を無償で取得します。
- ⑦ 譲渡制限期間の満了前に、当社が消滅会社または完全子会社となる組織再編等がなされる場合、取締役会決議により合理的に定める数の譲渡制限付株式についての譲渡制限を当該組織再編等の効力発生日に先立ち解除します。また、譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式は当社が無償で取得します。
- ⑧ 当事業年度における付与の状況は、「Ⅱ. 会社の株式に関する事項 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

### (4) 株主総会決議による定めに関する事項

当社役員の報酬等に関する株主総会決議の内容は、下表に記載のとおりです。

区 分	種 類	上 限	株 主 総 会 決 議
取 締 役	金 銭 報 酬	月額41百万円	2005年6月29日開催 第147回定時株主総会 (株主総会終結時点の員数11名)
	非 金 銭 報 酬 等 (譲渡制限付株式報酬)	年額45百万円 年間45千株	2019年6月25日開催 第161回定時株主総会 (株主総会終結時点の員数6名)
監 査 役	金 銭 報 酬	月額7百万円	2003年6月27日開催 第145回定時株主総会 (株主総会終結時点の員数5名)

## (5) 役員個人の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

### 役員個人の報酬等の内容についての決定方針の決定方法

役員個人の報酬等の内容についての決定方針（以下、「決定方針」といいます。）については、取締役会が指名・報酬等諮問委員会に原案を提示のうえ諮問し、その答申を踏まえて決定することとしています。なお、現在の決定方針は、2021年2月25日に取締役会決議により決定しました。

### 決定方針の内容

#### ① 基本方針

- ・ 当社役員報酬制度は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、次の方針に従い設計する。
  - － 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながる動機づけとなること
  - － 優秀な経営人材の確保につながること
  - － 決定の手続きが客観的で透明性の高いこと
- ・ 報酬の構成や水準は、当社の経営環境、従業員給与の水準や外部専門機関の調査に基づく他社水準を踏まえて、見直しを行う。

#### ② 金銭報酬（業績連動部分含む）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- ・ 金銭報酬の構成
  - 取締役（社外取締役を除く）の金銭報酬は、月例の固定報酬とし、次の2つにより構成する。
    - － 取締役の役位別（代表取締役、取締役）報酬
    - － 兼務する執行役員役位の報酬
- ・ 上記「兼務する執行役員役位の報酬」については、次のとおりとする。
  - － 「役位別の定額部分」および「前年度の全社業績評価および担当部門業績評価を反映させた短期インセンティブ部分」で構成する。
  - － 全社業績評価の業績指標（KPI）は、主要な経営指標である連結営業利益とし、具体的な目標設定額については、指名・報酬等諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえ取締役会にて決定する。
  - － 担当部門業績評価は、営業利益やROAの改善度などの各部門業績を総合的に勘案して決定する。
  - － 全社業績評価および担当部門業績評価をもとに指名・報酬等諮問委員会において定められた計算式を用いて、個人別の報酬額を算出し、取締役会において決定する。
  - － 取締役会長の報酬は、その職務に鑑み、社長執行役員報酬に準じる。

③ 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

持続的な企業価値向上へのインセンティブを高め、株主との一層の価値共有を推進するため、報酬における一定の割合を非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬（業績非連動・事前交付型）を年1回付与する。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

執行役員を兼務する取締役の報酬は、企業価値向上へのインセンティブが適切に働くように設計することとし、執行役員の役位別定額部分、短期インセンティブ部分、非金銭報酬の割合は7：2：1を目安とする（KPI100%達成の場合）。

⑤ その他個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- ・ 社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、定額の金銭報酬のみとする。
- ・ 監査役の報酬は、各監査役の職務および責任に応じた定額の金銭報酬のみとし、その役割と独立性の観点から、監査役の協議により決定する。
- ・ 取締役会の諮問機関として、構成員（委員）の過半数を社外取締役とする指名・報酬等諮問委員会を設置し、報酬決定の透明性、客観性を確保する。指名・報酬等諮問委員会は取締役会の諮問を受け、役員報酬の体系、水準、算定方法に加え、役位別報酬の一部を構成する全社業績評価の目標設定額などについても審議する。取締役会は指名・報酬等諮問委員会の答申を踏まえ、個別の報酬額を最終決定する。

<ご参考> 役員報酬制度の一部見直しについて

取締役会は、役員報酬を巡る社会的動向や業績向上への適切なインセンティブなどに関する検討を踏まえ、役員報酬制度の一部見直しを行いました。

見直しの主な内容は以下のとおりであり、2022年7月度より実施します。

(1) 報酬の構成割合

① 役位別基本報酬の割合を引き下げ、短期インセンティブ報酬の割合を引き上げる。

② 見直し後、役位別基本報酬、短期インセンティブ報酬、長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式報酬）の割合は、6：3：1を目安とする。

(2) 短期インセンティブ報酬の構成割合

短期インセンティブ報酬に反映させる全社業績と担当部門業績の割合は、次のとおりとする。

代表取締役および役付取締役	全社業績のみ
取締役	全社業績2：担当部門業績1
執行役員（専任）	全社業績1：担当部門業績2

(3) 短期インセンティブ報酬の業績指標

全社業績の評価に用いる業績指標を2025中期経営計画の目標と連動させ、営業利益からEBITDAに変更する。

### 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会の諮問機関である指名・報酬等諮問委員会において、当事業年度の個人別報酬等の内容と決定方針の整合性が審議され、取締役会に対し妥当である旨の答申がなされたことから、取締役会としても、その答申を踏まえ、個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しました。

### 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補することとしています。また、保険料については、当社が全額負担しています。

当社は、上記保険契約により被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、被保険者の犯罪行為など一定の事由に起因する損害については、填補の対象としない旨を定めています。

なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

対象会社	当社、当社のすべての子会社および豊科フィルム株式会社（当社の持分法適用関連会社）
被保険者	役員（退任役員を含む。）および管理監督の地位にある従業員

（注）被保険者における「役員」には取締役および監査役のほか、執行役員が含まれています。

#### 4. 社外役員に関する事項

##### (1) 当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	中村 勝	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、指名・報酬等諮問委員会の委員長を務めるなど、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	磯貝 恭史	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、技術、研究開発等の分野でも経営へのアドバイスをを行うなど、品質管理分野に精通した学識経験者としての専門的見地や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	桜木 君枝	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、指名・報酬等諮問委員会の委員を務めるなど、企業倫理、コンプライアンスおよびサステナビリティなどの分野に関する豊富な経験や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	播磨 政明	当事業年度開催の取締役会19回中18回に出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、社内規程体系の整備や個別の規程に対する監修・アドバイスをを行うなど、弁護士としての専門的見地や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
区分	氏名	主 な 活 動 状 況
監査役	杉本 宏之	当事業年度開催の取締役会19回中18回および監査役会15回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地や幅広い見識に基づき意見を述べたほか、指名・報酬等諮問委員会のオブザーバーを務めました。
監査役	入江 昭彦	2021年6月24日就任以降開催の取締役会15回および監査役会10回すべてに出席し、上場会社等他社における豊富な監査役の実験や幅広い見識に基づき意見を述べました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。

## V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
1. 当社の会計監査人としての報酬等の額	87百万円
2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	138百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人による監査計画の内容、職務遂行状況、および報酬見積りの算定方法などについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

### 3. 非監査業務の内容

連結決算業務の体系化・標準化等支援業務。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から解任した旨および解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

行  
な  
を

行  
理  
待  
た

行  
ア  
か  
役

行  
な  
の

会  
諮

席  
ベ

規  
定  
責

## VI. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・「決定・監督」と、「業務執行」を明確に分離することにより、経営の透明性、公正性を高めるため、執行役員制をとります。執行役員制については経営規則により明確に規定し、取締役会が執行役員による業務執行を監督する体制とするとともに、執行役員は法令および定款の定めを順守する義務を負うことを執行役員規則に明確に規定します。
  - ・コンプライアンス担当執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、法務・コンプライアンス部がグループ全体にわたって法令順守を推進します。また、内部通報窓口としてコンプライアンス相談窓口を設置します。
  - ・「東洋紡グループ企業行動憲章」「東洋紡グループ社員行動基準」を制定し、当社グループの役員および従業員に配付して法令および企業倫理の順守を周知徹底します。
2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・執行役員制のもと、取締役会による迅速な意思決定、監督と執行役員による効率的な業務執行ができる体制とします。
  - ・「決定・監督」は取締役会が担当し、取締役会長が議長を務めます。「業務執行」では、取締役社長が執行の長として、統括執行役員会議の議長を務めるとともに、執行役員会議を招集します。
  - ・統括執行役員会議では、取締役会決議事項の事前審議と取締役会より委任された業務執行に関する事項の決定を行い、執行役員会議では、経営課題の討議や経営方針の伝達を行うなど効率的な業務執行に努めます。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・取締役および執行役員は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の文書情報管理規定に従い適切に保存および管理を行います。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・統括執行役員会議の下部機関として企画審議会、管理審議会を設置し、それぞれ重要な設備投資および新規事業案件、重要な投融資案件等をそれぞれ専門的な観点から審議することにより、経営に関するリスクを管理します。
  - ・取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」および「リスクマネジメント委員会」を設置し、グローバルな社会・環境問題を解決する取組みに注力するとともに、当社グループ全体にわたって経営基盤を支えるリスク管理体制の充実に努めます。

## 5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ経営については、当該会社の事業内容に応じ当社の担当部門ごとに管理するとともに、経営企画部が全体的な観点からガバナンスを推進する体制とします。
- ・関係会社の重要な意思決定事項については、取締役会規則、統括執行役員会議規則、関係会社管理内規等により、会社法に則って当社が関与できる範囲を明確にして業務の適正を確保します。
- ・コンプライアンスについては、当社がグループ全体にわたって法令順守を推進します。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、グループ会社を含めた内部統制の体制を整備し、その有効な運用および評価を行います。

## 6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査役職務を補助するため、監査役スタッフを置き、監査役がその指揮命令権を保持します。また、当該スタッフに関する任命および解任、人事考課・一時金の業績評価等の人事運用については監査役会の同意を必要とし、賞罰規定の適用についても監査役会の意見を聞きます。
- (2) 当社および子会社の取締役、使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・当社およびグループ会社は、監査役監査を定期的に受け、業務状況報告を行います。さらに、当社グループの役員および従業員は、当社監査役から報告を求められたとき、速やかにかつ適切に報告を行います。
  - ・当社グループの役員および従業員が当社監査役に直接相談・報告することができるよう専用のメールアドレスを設置します。
  - ・当社監査役へ相談・報告をした者に対し、当該相談・報告をしたことを理由として、当社またはグループ会社において解雇その他の不利な取扱いを行わない旨を周知徹底します。
- (3) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査役会または各監査役から監査の実施等のために、法律、会計等の専門家に助言を求めるといった必要の費用につき請求があった場合は、その請求が職務執行上、必要でないと認められる場合を除き、請求に応じて支払います。



(4) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・ 経営規則等において、統括執行役員会議、執行役員会議等のグループ経営に関する重要会議に監査役が出席し意見を述べる旨を明確にするとともに、「サステナビリティ委員会」「リスクマネジメント委員会」についても同様の規定を明記します。
- ・ 監査役は、主要なグループ会社を対象とするグループ監査役連絡会を定期的に行い、適切な内部統制構築に関する監査の充実を図ります。
- ・ 監査役は、内部監査部から内部監査結果の報告および財務報告に係る内部統制の評価状況の報告を受けるとともに情報交換を行います。

**7. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況**

- ・ 反社会的勢力の排除に向け、「東洋紡グループ企業行動憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを掲げて取り組みます。

**8. 運用状況の概要**

当社は、上記の体制整備に関する基本方針に基づき、当事業年度において、以下の取り組みを行いました。

(1) **職務の執行の効率性および適正性に関する取り組み**

- ・ 定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を7回開催し、法令および定款に規定された事項、経営上の重要事項の決定、業務執行状況の報告および監督を行いました。
- ・ 取締役会決議事項に該当しない事項については、重要性に応じて定めた詳細かつ具体的な付議・報告基準に従い、取締役会から委任を受けた統括執行役員会議による決議、または稟議による決裁を行いました。
- ・ グループ会社の意思決定については、業務の効率性および適正性を確保するため、関係会社管理内規等に定められた重要事項について、取締役会または統括執行役員会議で審議を行いました。

(2) **コンプライアンスの推進に関する取り組み**

- ・ 統括執行役員会議メンバーが委員となり、経営の観点からグループ全体のコンプライアンスを推進するコンプライアンス委員会と、その下に具体的取り組みを検討、推進するコンプライアンス推進委員会を設置しています。当事業年度は、コンプライアンス委員会を2回、コンプライアンス推進委員会を4回開催し、「コンプライアンス意識を高める雰囲気づくり」をキャッチフレーズに教育、研修、予防措置の実効性向上に取り組みました。
- ・ 「東洋紡グループ企業行動憲章」および行動規範である「東洋紡グループ社員行動基準」を掲載したコンプライアンスマニュアルをグループ従業員に配付するとともに、職場にて読み合わせを実施するなど、ルールの周知徹底に努めました。

- ・経営からのメッセージ動画の配信や当社全事業所およびグループ会社37社（海外含む）を対象に勉強会を実施するほか、法令違反等のトピックを掲載したケーススタディを毎月発行するなど、意識向上を図りました。
- ・コンプライアンス徹底月間には、コンプライアンスアンケートを実施し、順守状況や推進活動に関する課題の把握に努めるとともに、改善に向けた対応を実施しました。
- ・個別の重点テーマとして内部通報窓口機能の強化を取り上げ、これまでの社内外の窓口に加え、専門サービス会社を利用した社外窓口を追加設置するとともに、PRシールの配付等を通じて周知や利用の促進に努めました。

### (3) リスク管理に関する取組み

- ・重要な設備投資および新規事業案件、重要な投融資案件につき、企画審議会または管理審議会で審議し、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスク評価を行い、統括執行役員会議に答申しました。
- ・個々のリスク管理については、安全防災委員会など各委員会がお客様、株主・投資家、調達取引先、地域社会、従業員、地球環境など、各ステークホルダーを意識した取組みを実践するとともに、企業理念『順理則裕』の趣旨、精神の浸透を図りました。
- ・これらの委員会活動は、サステナビリティ委員会が取り組むべき課題を明確にし、その進捗を一元的に監督しました。
- ・当社グループ全体にわたって経営基盤を支えるリスク管理体制の充実を図るため、リスクマネジメント委員会を設置し、2021年4月から活動を開始しました。当社のリスクを発生可能性と影響度から査定、重大リスクを選定し、委員会として重点的にモニタリング・コントロールするしくみを整備しました。さらに重大リスクごとにその回避・軽減策を策定し、年度単位でPDCAを回す管理体制を整えました。
- ・安全・防災については、犬山工場の火災事故発生以降、二度とこのような事故を発生させない会社にしていくため、全社で危機感を共有し、「安全・防災マスタープラン」のもと以下の取組みを実施しています。

#### －経営トップの決意表明

社長が「安全宣言」を行うことで、改めて経営のリーダーシップを示し、当社グループ一丸となって安全活動を展開していくことを当社グループ各社に発信しました。

#### －防災管理プロジェクトの始動

外部専門家を交えた防災管理プロジェクトを始動させました。国内外15拠点の現場確認を実施し、東洋紡統一管理基準を定めました。さらに、全拠点へ展開することで拠点ごとの管理レベルを一元的にミエル化し、当社グループ全体で改善活動を推進しています。

－経営幹部の安全ワークショップ実施

安全文化の醸成をさらに深めるため、経営幹部がリーダーとしての役割を果たせるよう、外部講師によるワークショップを実施しました。また、安全文化を学び、新たな気づきを得る機会として、他社との交流も行うなど、安全文化の一層の醸成に向けた取組みを継続しています。

- ・品質については、不適切事案の原因を徹底的に調査し、実効性のある再発防止策を定めました。品質保証に係るすべてのプロセスを見直すとともに、確実な是正措置を実行するため、当社グループ一丸となって以下の取組みを実施しています。

－社長直轄の品質保証本部の設置

－スリーラインディフェンス体制の構築

－リスクマネジメント委員会によるリスクの把握とリスク低減策の推進

－事業譲受時のチェック体制の強化

－内部監査機能の強化

－コンプライアンス教育強化と内部通報制度の活用推進

－人事交流（ローテーション）の推進

－外部専門家を交えた品質プロジェクトによる品質マネジメント推進体制の強化

－全社アンケートによる問題点の把握と改善策の推進

(4) 監査役の監査体制に関する取組み

- ・監査役スタッフを2名置き、監査役の職務を補助しました。
- ・当社事業部門、スタッフ部門やグループ会社は、監査役に業務状況報告を行ったほか、「信頼回復と企業価値向上へ向けて（安全・防災・品質保証の徹底と土台の再構築への取組みの実効性を検証する）」の中で、安全・防災・品質等のリスクマネジメント、組織・人材・その他ガバナンスに関する監査役監査を受けました。
- ・監査役は、当社規定に基づき、法令に定められた会議への出席のほか、重要な会議、委員会に出席し、情報収集するとともに、独立した客観的な立場で意見を述べました。
- ・グループ監査役連絡会は定期的開催され、各グループ会社の重点課題と取組状況に関する報告、情報交換などにより、当社グループの監査体制の充実が図られました。
- ・内部監査部は、監査結果の共有を目的とした報告を行うとともに、必要に応じて情報交換および意見交換を行い、連携を強化しました。
- ・三様監査ミーティングを定期的開催し、監査役、会計監査人、内部監査部それぞれの状況報告と情報交換を行い、各監査の実効性・効率性向上と監査環境の整備に努めました。

---

◎本事業報告に記載したグラフ、写真などは、ご参考情報です。

## Ⅶ. 会社の支配に関する基本方針

### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、株主の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為に応じるべきか否かのご判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えています。

しかしながら、大量買付行為の中には、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙うものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるものも存すると考えられます。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、上記のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は適切ではなく、当社の財務および基本理念、事業内容、コアテクノロジーを十分理解し長期的視野に立って企業価値ひいては株主共同の利益を高めることを目的とする者が適切であると考えています。

### 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### (1) 中期経営計画の推進等による企業価値の向上への取組み

当社は、綿紡績を祖業としつつ、その後は化学繊維、合成繊維へと事業を拡大、その後には、フィルム、機能樹脂、スーパー繊維、機能膜、診断薬用酵素等の市場へも参入、以来、これらの製品に代表されるスペシャルティ事業の拡大を進めてきました。その長い歴史を通じて、当社は、「重合・変性」「加工」「バイオ」のコア技術を育むとともに、販売、開発、生産が一体となって、顧客の要請にきめ細かく応えていくビジネスモデルをつくり上げてきました。このビジネスモデルをもとに、さらに成長軌道に乗せるため、中期経営計画を着実に実行し、事業の維持・拡大を図っています。

#### (2) コーポレート・ガバナンスの強化等による企業価値の向上への取組み

当社は、企業理念『順理則裕』のもと、自社のステージに応じた適切なコーポレート・ガバナンス体制を構築し、中期経営計画をはじめとするさまざまな施策への取組みを通じて、社会的な課題の解決に貢献するとともに、経済的価値の向上を図り、企業価値を高めていきます。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大量買付行為が行われる場合、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための十分な情報および検討のための時間を確保するよう努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じていきます。

### 4. 上記2、3の具体的な取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

上記2の具体的な取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に向上させるための中長期的な経営戦略に基づくものであり、上記1の基本方針に沿うものです。

また、上記3の具体的な取組みは、当社株式の大量買付が行われる場合に、その是非を株主の皆様が適切に判断するための措置を講じることによって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上させるためのものであり、上記1の基本方針に沿うものです。

したがって、これらの取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>165,016</b>	<b>流動負債</b>	<b>137,577</b>
現金及び預金	12,155	買掛金	30,641
受取手形	3,107	電子記録債権	1,051
売掛金	65,139	短期借入金	34,492
電子記録債権	4,525	1年内返済予定の長期借入金	20,766
製品	42,124	リース債権	71
仕掛品	8,093	未払金	14,849
材料及び貯蔵品	13,860	未払費用	2,759
前払費用	149	未払法人税等	1,496
短期貸付金	6,870	前受り金	365
その他	8,993	預り金	26,166
<b>固定資産</b>	<b>282,096</b>	賞与引当金	2,898
<b>有形固定資産</b>	<b>186,845</b>	その他	2,022
建物	33,475	<b>固定負債</b>	<b>153,262</b>
構築物	5,727	社債	55,000
機械及び装置	41,881	長期借入金	65,670
車両及び運搬具	113	リース債権	115
工具、器具及び備品	4,140	再評価に係る繰延税金負債	18,140
土地	81,812	退職給付引当金	12,354
リース資産	120	債務保証損失引当金	849
建設仮勘定	19,577	その他	1,134
<b>無形固定資産</b>	<b>3,249</b>	<b>負債合計</b>	<b>290,839</b>
ソフトウェア	1,965	(純資産の部)	
その他	1,284	<b>株主資本</b>	<b>116,999</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>92,002</b>	資本金	51,730
投資有価証券	3,976	資本剰余金	32,562
関係会社株式	60,305	資本準備金	19,224
関係会社出資金	10,653	その他資本剰余金	13,338
長期貸付金	5,681	<b>利益剰余金</b>	<b>32,927</b>
繰延税金資産	7,795	その他利益剰余金	32,927
その他	4,251	繰越利益剰余金	32,927
貸倒引当金	△659	<b>自己株式</b>	<b>△221</b>
<b>資産合計</b>	<b>447,112</b>	評価・換算差額等	39,274
		その他有価証券評価差額金	780
		繰延ヘッジ損益	△13
		土地再評価差額金	38,508
		<b>純資産合計</b>	<b>156,273</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>447,112</b>

## 損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		241,749
売上原価		176,358
売上総利益		65,391
販売費及び一般管理費		45,208
営業利益		20,183
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,952	
その他の	1,080	3,033
営業外費用		
支払利息	887	
その他の	6,308	7,195
経常利益		16,021
特別利益		
投資有価証券売却益	1,990	
抱合せ株式消滅差益	2,484	4,474
特別損失		
減損損失	7,135	
固定資産処分損	4,112	
関係会社株式評価損	2,264	
その他の	944	14,455
税引前当期純利益		6,039
法人税、住民税及び事業税	1,923	
法人税等調整額	△2,057	△135
当期純利益		6,174

## 株主資本等変動計算書

( 自 2021年4月1日 )  
( 至 2022年3月31日 )

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金		
当 期 首 残 高	51,730	19,224	13,347	32,571	29,272	△294	113,278
会計方針の変更による 累積的影響額					△111		△111
会計方針の変更を 反映した当期首残高	51,730	19,224	13,347	32,571	29,161	△294	113,167
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△3,554		△3,554
当 期 純 利 益					6,174		6,174
土地再評価差額金の崩 取					1,146		1,146
自己株式の取得						△2	△2
自己株式の処分			△9	△9		76	68
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△9	△9	3,766	74	3,832
当 期 末 残 高	51,730	19,224	13,338	32,562	32,927	△221	116,999

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,183	△3	39,654	41,834	155,112
会計方針の変更による 累積的影響額					△111
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,183	△3	39,654	41,834	155,001
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△3,554
当 期 純 利 益					6,174
土地再評価差額金の崩 取					1,146
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					68
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,404	△10	△1,146	△2,559	△2,559
当 期 変 動 額 合 計	△1,404	△10	△1,146	△2,559	1,272
当 期 末 残 高	780	△13	38,508	39,274	156,273

**個別注記表**  
**第164期（2022年3月期）**

**重要な会計方針に係る事項に関する注記**

1. 資産の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）を採用しています。  
 子会社及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法を採用しています。  
 その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

(ロ) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しています。

棚卸資産…………… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上していません。

賞与引当金…………… 従業員に対する賞与金の支払いに充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上していません。

ただし、当社の企業年金基金制度においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務費用および未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、「前払年金費用」として計上しています。

環境対策引当金…………… 法令に基づいた有害物質の処理等、環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しています。

債務保証損失引当金…………… 子会社等への債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を繰入計上しています。



#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社ではリース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、フィルム・機能マテリアル、モビリティ、生活・環境、ライフサイエンス、不動産の各セグメントにおける製品の製造・販売を主な事業としています。このうち、国内販売については、契約上別途定めのない限り顧客へ製品を引き渡した時点、輸出版売については、貿易上の諸条件等に基づき顧客が当該製品に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しています。ただし、国内販売における出荷から引渡しまでの期間が通常の間である場合には、代替的取扱いを採用し、製品の出荷時点で収益を認識しています。これらの収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよびリベート等を控除した金額で算定しています。なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいません。

当社が第三者に製品の製造や販売、技術の使用等を認めた契約によるロイヤリティ収入については、契約先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しています。

#### 5. 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しています。

#### 6. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

ヘッジ手段とヘッジ対象…………… 為替変動および金利変動のリスクを、先物為替予約・金利スワップ等の手段を用いてヘッジしています。

ヘッジ方針…………… デリバティブ取引に関する内部規定に基づき、実需の範囲内で行うこととしています。

ヘッジ有効性評価の方法…………… 金利スワップ特例処理適用の要件およびヘッジ対象とヘッジ手段それぞれの相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計の比較により、有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、その適用要件を満たしていることで有効性評価を省略しています。

## 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。収益認識会計基準等の適用が計算書類に及ぼす影響は軽微です。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる計算書類への影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

有形固定資産	186,845百万円
--------	------------

### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の会計上の見積りに関する注記に記載した内容と同一です。

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	337,796百万円		
2. 担保に供している資産			
現金及び預金	2百万円		(木管保証金保全協会の担保)
3. 保証債務			
関係会社等の金融機関からの借入等に対する債務保証額 (関係会社)			
TOYOBO SAHA SAFETY WEAVE Co., LTD.		3,255百万円	
PT. TRIAS TOYOBO ASTRIA		2,098	
PT. TOYOBO TRIAS ECOSYAR		1,777	
Toyobo Indorama Advanced Fibers Co., Ltd.		1,178	
PHP Fibers GmbH		957	
TOYOBO CHEMICALS(Thailand) Co., Ltd.		817	
PT. INDONESIA TOYOBO FILM SOLUTIONS		771	
Toyobo Automotive Textiles (CHANGSHU) CO., LTD.		718	
キャストフィルムジャパン㈱		675	
日本ダイニーマ㈱		344	
小計		12,591	
(関係会社以外)			
従業員住宅貸金 (1件)		1	
小計		1	
計		12,592	
4. 関係会社に対する金銭債権債務			
短期金銭債権	26,358百万円	短期金銭債務	38,579百万円
長期金銭債権	5,664百万円	長期金銭債務	82百万円
5. 土地の再評価			
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。			
再評価の方法……………	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行って算定する方法		
再評価を行った年月日……………	2002年（平成14年）3月31日		
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額			… 28,922百万円

### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	58,179百万円
仕入高	33,420百万円
営業取引以外の取引高	14,613百万円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末自己株式数	普通株式	152,550株
-------------	------	----------

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### (繰延税金資産)

賞与引当金	1,077百万円
棚卸資産評価減	419
退職給付引当金	4,633
貸倒引当金	438
減損損失	2,230
投資有価証券評価減	4,781
減価償却超過額	909
資産除去債務	500
火災関連損失	245
その他	1,537
繰延税金資産小計	<u>16,769</u>
評価性引当額	<u>△5,774</u>
繰延税金資産合計	10,995

### (繰延税金負債)

適格事後設立	△2,269百万円
その他有価証券評価差額金	△290
その他	△640
繰延税金負債合計	<u>△3,200</u>
繰延税金資産の純額	7,795

上記の他、再評価に係る繰延税金負債18,140百万円を固定負債に計上しています。

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東洋紡STC㈱	直接 100%	当社が各種製品を販売 役員の兼任等…有	製品を販売 (注1)	45,865	売掛金	11,983
子会社	御幸毛織㈱	直接 100%	当社に資金を預入 役員の兼任等…有	資金の預り (注2) 利息の支払	9,538 (注3) 14	預り金 —	12,664 —
子会社	東洋紡エンジニアリング㈱	直接 100%	当社の建物・機械装置の 設計および施工を請負 役員の兼任等…有	当社の建物・機械装 置の設計・施工を請 負(注4)	13,967	未払金	5,772

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社は、製品を市場価格を勘案の上決定した価格により販売しています。  
ただし、繊維製品については、当社の総原価に一定の利益を加えた価格によつてい  
ます。
- (注2) 資金の預りについては市場金利を勘案して決定しています。
- (注3) 資金の貸付および預りについてはCMS（キャッシュマネジメントシステム）によ  
る取引金額が含まれており、取引金額は期中の平均残高を記載しています。
- (注4) 建物・機械装置の設計および施工については、市場価格を勘案の上決定した価格に  
よつています。

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の収益認識に関する注記に同一の内容を記  
載しているため、注記を省略しています。

### 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,757円92銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 69円47銭    |

### 重要な後発事象に関する注記

#### (保険金の受領)

2020年9月に当社犬山工場で発生しました火災事故に係る保険金額が確定しましたので、2023  
年3月期第1四半期会計期間において、「受取保険金」として5,607百万円を特別利益に計上す  
る予定です。

#### (国内無担保普通社債の発行)

当社は、2022年4月25日開催の取締役会において、国内無担保普通社債の発行について包括決  
議を行いました。詳細については、連結注記表の重要な後発事象に関する注記をご参照下さい。

### その他の注記

#### (東洋紡フィルムソリューション株式会社との合併)

当社は、2020年12月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社である東洋紡フィルムソ  
リューション株式会社を吸収合併することを決定し、同日付で合併契約を締結し、2021年4月1  
日付で吸収合併しました。なお、本合併は、当社については会社法第796条第2項、東洋紡フイ  
ルムソリューション株式会社については会社法第784条第1項に基づき、それぞれ合併契約の承  
認に関する株主総会を経ずに行っています。詳細については、連結注記表のその他の注記をご参  
照下さい。

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

東洋紡株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 久 善 栄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田 徹 雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 橋 盛 子

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋紡株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第164期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第164期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と、web会議システムを含めて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載されております、安全・防災及び品質保証等の「リスク管理に関する取組み」につきましては、今後もその取組みの実施状況について、監査役会として注視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

### 東洋紡株式会社 監査役会

監査役(常勤) 飯 塚 康 広 ㊟

監査役(常勤) 田 保 高 幸 ㊟

監 査 役 杉 本 宏 之 ㊟

監 査 役 入 江 昭 彦 ㊟

(注) 監査役 杉本 宏之及び監査役 入江 昭彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

原本の写しに相違ありません。

2023年1月19日

東洋紡株式会社

代表取締役 竹内郁夫





当社と東洋紡株式会社との吸収分割に係る  
会社法第 782 条第 1 項に定める事前開示書面（追加）

株式会社東洋紡システムクリエート

当社は、2022年12月26日付で、東洋紡株式会社を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併契約を締結し、2023年1月19日付で会社法第782条第1項の定めに従い、事前開示書面を当社本店に備置しましたが、開示した事項に変更が生じたので、会社法施行規則第182条第1項第6号に基づき、次のとおり変更後の事項を開示します。

なお、項目番号は、2023年1月19日付「当社と東洋紡株式会社との吸収分割に係る会社法第782条第1項に定める事前開示書面」の項目番号と対応しています。

5. 存続会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

(2) 存続会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無およびその内容

以下の事項を追加します。

d. 自己株式の取得

存続会社は、2023年2月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。概要は以下のとおりです。

- ① 取得対象株式の種類 普通株式
- ② 取得し得る株式の総数 1,300,000株（上限）  
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.46%）
- ③ 株式の取得価額の総額 1,000,000,000円（上限）
- ④ 取得期間 2023年2月9日から2023年4月30日まで
- ⑤ 取得方法 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

以上

2023年2月8日

大阪市北区梅田一丁目13番1号

株式会社東洋紡システムクリエート

代表取締役 芦田孝明

